

全 h 協 発 第 5 6 2 号 (環) 令 和 2 年 1 月 2 8 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会に会 長 坂 本 克 己山 ラー

【日整連】定期点検整備促進運動の実施等について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会より、別添の「定期点 検整備促進対策要綱」に基づき定期点検整備促進運動を実施する旨の通知があり ました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下会員事業 者への周知徹底方をよろしくお願い申し上げます。

日整連第31-410号 令和2年1月22日

公益社団法人全日本トラック協会 会長 坂本 克己 殿



定期点検整備促進運動の実施等について

拝啓、時下、貴会・貴連盟ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記運動を別添1の「定期点検整備促進対策要綱」に基づき、国土交通 省及び警察庁等関係行政省庁のご指導のもとに引き続き令和2年4月1日から 令和3年3月31日までの1年間実施することになりましたのでお知らせ致し ます。

また、本運動の促進対策の一環として使用される自動車の前面ガラスに貼付するステッカーが、別添2のとおり国土交通大臣より指定されましたことを併せてお知らせ致します。

敬具

<本件の問合せ:日整連・事業部 與戸、志村>

.

定期点検整備促進対策要綱

1. 目 的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止 及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および 促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

2. 実施期間

令和2年4月1日より令和3年3月31日までとする。 なお、次年度においても、本取組を継続して実施する予定。

3. 普及・促進対策

- 1) 自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのPR
 - 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上 促進
- 3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実 促進
- 4) 点検整備済ステッカー(以下「ステッカー」という。)の貼付

4. 実施要領

1) 自動車使用者に対するPR

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりPRする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、のぼり・横断幕を使用して、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上 促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上 を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実 促進

自動車分解整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車分解整備 事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

4) ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、車両内外から容易に判別することで、自動車使用者、整備事業者及び整備管理者等に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

(1) ステッカーの貼付対象車種 普通自動車 小型自動車(二輪車を除く) 軽自動車(二輪車を除く) 大型特殊自動車

(2) ステッカーの貼付

- (4) ステッカーは、自動車分解整備事業者、新車販売事業者および特定 給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。
 - 自動車分解整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。
 - ② 新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。
 - ③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の6カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、4輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の12カ月点検・整備(「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。)を確実に行ったとき。
- (p) ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部 (左ハンドル車 にあっては右側上部) に1枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

- (ハ) ステッカーは、(イ)の整備を実施した事業者が(ロ)の位置に確実に貼付するものとし、自動車に貼付しないで自動車使用者等にステッカーを配付してはならない。
- (=) 事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は、それぞれ以下のとおりとする。
 - 2年用ステッカー: 平成31年1月1日~令和2年9月30日 3年用ステッカー: 令和2年1月1日~令和3年9月30日 4年用ステッカー: 令和3年1月1日~令和4年9月30日
- (ホ) ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は、それぞれ以下のとおりとする。

2年用ステッカー: 平成31年1月1日~令和3年1月31日 3年用ステッカー: 令和2年1月1日~令和4年1月31日 4年用ステッカー: 令和3年1月1日~令和5年1月31日

(3) ステッカーの剥離

- (イ) 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。 また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。
- (r) 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付している と保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。
- (4) ステッカーの様式 ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。
- (5) ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な 管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの配付を停止することができるものとする。

(6) ステッカーの再交付

自動車ユーザーから、フロントガラスの破損等により、ステッカーの 再交付を求められた場合は、当該自動車の定期点検整備を実施した事業 場に限り、上記(2)(ホ)の期間内において再交付することができる ものとする。

5. 定期点検整備促進協議会の構成

- 1) 定期点検整備促進協議会は、下記の中央団体をもって構成し、⁺世間法人日本 自動車整備振興会連合会をもって代表団体とする。
 - 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
 - 一般社団法人 日本自動車工業会
 - 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
 - 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
 - 一般社団法人 日本自動車連盟
 - 一般社団法人 全国自家用自動車協会
 - 公益社団法人 日本バス協会
 - 公益社団法人 全日本トラック協会
 - 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
 - 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
- 2) 地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

6. 定期点検整備促進協議会の事務局

- 2) 事務局は、次の業務を行う。

- (1) 定期点検整備促進協議会の開催
- (2) ステッカーの発行(中央に限る)および配付
- (3) その他本要綱の実施のために必要な業務

7. その他

- 1) 本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。
- 2) PRに当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよう努める。
 - 3) 本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。

別紙

点検整備済ステッカーの様式 例

〈注〉

- (1) 自家用、事業用を共通の様式とする。
- (2) 車内より貼付することができるものとする。
- (3) 地色(外周ダイヤル部分)は、令和2年用は赤色、令和3年用は 緑色、令和4年用は橙色とする。
- (4) 偽造の困難な様式とする。
- (5) 管理用に一連番号を入れる。



国自技第184号 令和2年1月10日

定期点検整備促進協議会代表 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会 長 竹林 武一 殿

国土交通省自動車局長 一見 勝忆



自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について

標記について、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第29 条第4項第7号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

記

1. 指定物件

普通自動車、小型自動車 (二輪自動車を除く。) 、軽自動車 (二輪自動車を除く。) 及び大型特殊自動車の定期点検整備促進運動に使用するステッカー

2. 貼付位置

車室内から見て、前面ガラス左側上部隅(ただし、左ハンドル車にあっては 右側上部隅)の位置に1枚

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部 とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

3. 貼付期間

令和3年1月1日から令和5年1月31日

- 4. 貼付するステッカー 別紙2のとおり
- 5. 管理要領

別紙1及び別紙3のとおり

定期点検整備促進対策要綱

1. 目的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止 及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および 促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

2. 実施期間

令和2年4月1日より令和3年3月31日までとする。 なお、次年度においても、本取組を継続して実施する予定。

3. 普及·促進対策

- 1) 自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのPR
- 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上 促進
- 3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実 促進
- 4) 点検整備済ステッカー(以下「ステッカー」という。)の貼付

4. 実施要領

1) 自動車使用者に対するPR

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりPRする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、のぼり・横断幕を使用して、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上 促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上 を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

3) 自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実 促進

自動車分解整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車分解整備 事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

4) ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、車両内外から容易に判別することで、自動車使用者、整備事業者及び整備管理者等に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

(1) ステッカーの貼付対象車種 普通自動車 小型自動車(二輪車を除く) 軽自動車(二輪車を除く) 大型特殊自動車

(2) ステッカーの貼付

- (イ) ステッカーは、自動車分解整備事業者、新車販売事業者および特定 給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。
 - ① 自動車分解整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。
 - ② 新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。
 - ③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の6カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、4輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の12カ月点検・整備(「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。)を確実に行ったとき。
- (p) ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部 (左ハンドル車 にあっては右側上部) に1枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な 限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらす ことを可とする。

- (ハ) ステッカーは、(イ)の整備を実施した事業者が(p)の位置に確実に貼付するものとし、自動車に貼付しないで自動車使用者等にステッカーを配付してはならない。
- (=) 事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は、それぞれ以下のとおりとする。
 - 2年用ステッカー: 平成31年1月1日~令和2年9月30日 3年用ステッカー: 令和2年1月1日~令和3年9月30日 4年用ステッカー: 令和3年1月1日~令和4年9月30日
- (ホ) ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は、それぞれ以下のとおりとする。

2年用ステッカー: 平成31年1月1日~令和3年1月31日 3年用ステッカー: 令和2年1月1日~令和4年1月31日 4年用ステッカー: 令和3年1月1日~令和5年1月31日

(3) ステッカーの剥離

- (イ) 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。 また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。
- (p) 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付している と保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。
- (4) ステッカーの様式 ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。
- (5) ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な 管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの配付を停止することができるものとする。

(6) ステッカーの再交付

自動車ユーザーから、フロントガラスの破損等により、ステッカーの 再交付を求められた場合は、当該自動車の定期点検整備を実施した事業 場に限り、上記(2)(ホ)の期間内において再交付することができる ものとする。

5. 定期点検整備促進協議会の構成

- - 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
 - 一般社団法人 日本自動車工業会
 - 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
 - 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
 - 一般社団法人 日本自動車連盟
 - 一般社団法人 全国自家用自動車協会

公益社団法人 日本バス協会

公益社団法人 全日本トラック協会

- 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
- 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
- 2) 地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

6. 定期点検整備促進協議会の事務局

- - 2) 事務局は、次の業務を行う。

- (1) 定期点検整備促進協議会の開催
- (2) ステッカーの発行(中央に限る)および配付
- (3) その他本要綱の実施のために必要な業務

7. その他

- 1) 本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。
- 2) PRに当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよ う努める。
 - 3) 本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。

別紙

点検整備済ステッカーの様式 例

〈注〉

- (1) 自家用、事業用を共通の様式とする。
- (2) 車内より貼付することができるものとする。
- (3) 地色(外周ダイヤル部分)は、令和2年用は赤色、令和3年用は 緑色、令和4年用は橙色とする。
- (4) 偽造の困難な様式とする。
- (5) 管理用に一連番号を入れる。



| 実 施 事業場 次国の定期点検は、次の期日までに行ってください | ESOM | (東) | | | |
|---------------------------------------|------|---|---------|--------------|-------|
| 次回の定期点検は、次の期日までに行ってください | | | | | |
| / | 次 | 回の定期点 | 「検は、次の# | 明日までに行って | てくたさい |
| 年 月 日 | | 4 | | 月 | Е |

別 紙 2

点検整備済ステッカー(令和4年用)の仕様及び様式等

○図柄 (例) 及び寸法は次の通り。



| 年月日 | | |
|--------------------------------|---|------------|
| 認 証 番 号 | | |
| 冥 施 專業場 | | |
| 次回の定期点検は | 、次の期日までに行っ | てください。 |
| 4 * | 月 | E |
| 前面窓ガラスを 一前面ガラスを倒 一枚に限り貼付 | デッカーは必ずはがしてく 対付に係る国土交通大臣指定: 上部(四ハンドル単位を完上) することができます。 引を通ぎて貼げしていると漢安基 | W E) IC |

○事業者が前面ガラスに貼付できる期間

○前面ガラスに貼付していてよい期間

定期点検整備促進対策の目的及び使用するステッカーの取扱いについて

1. 目 的

定期点検整備の普及と実施の徹底を図り、車両の安全を確保するとともに、排出ガス防止対策を促進する。

2. 対象車両

普通自動車、小型自動車(二輪車を除く)、軽自動車(二輪車を除く)及び 大型特殊自動車。

3. 貼付者

自動車整備事業者、新車販売事業者及び特定給油所等。

4. 貼付方法

車室内より見て前面ガラス左側上部(但し、左ハンドル車にあっては右側上部)で運転者の視野を妨げず、また検査標章の貼付を妨げない位置に1枚を次回点検月を残して貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部 とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

5. はく離者

自動車使用者(または所有者)及び3項に掲げる者。

6. はく離方法

手等ではく離する。

7. 運行経路

対象車両が全国的に散在した車両であるため、特に定めた経路はない。